平成 30 年度 新宿区耐震診断ステップアップ研修 質疑応答

■開催概要

日時:平成31年1月31日(木) 午後2時~4時30分

会場:新宿区役所 本庁舎5階「大会議室」

■白石先生への質疑

【積載荷重について】

Q. 荷重を考える際、家具(ピアノ、学習机、ベッドなど)の重量は考慮するか。

- A. 重い家具が置いてある場合、当然建物の重さも変わり、補強方法も変わる。 積載荷重を考慮する旨は基準にも記載がある。
- Q. 家具の重量によって床の沈降やたわみが発生すると考えられるが、診断時に考慮することは何か。
- A. 判定員は現地を見ていないため、判定の際、重量が大きい家具が置いてあるか把握できない。床がたわんでいる場合、その原因は、設計士にきちんと突き止めていただきたい。

【診断方法について】

- Q. 「補強設計は精算法で行う」とのことであったが、日本建築防災協会フリーソフト Wee は、精算法はできない。四分割法を使ってはいけない理由は何か。
- A. 使ってはいけないと言っているわけではなく、なるべく精算法を使ってほしいという趣旨である。精算法を使うと偏心率なども計算できるため、効率の良い補強ができると考える。
- O. 「補強設計は精算法で行う」とのことであったが、精密診断法ではいけないのか。
- A. 構わないが、新宿区では耐震診断について一般診断法以外は取り扱わないと規定しており、補強設計の場合も基本的には一般診断法を扱っている。もし精密診断法を使う場合は、新宿区に相談してほしい。
- Q. 精密診断をすると、当然現場調査が多くなる。それは一般的にはどこまで調査するもの なのか。
- A. 「2012 年改定版木造住宅の耐震診断と補強方法」に記載があるが、仕様がはっきり分からないと、精密診断はできない。設計者の考えが伝わるようにしてもらえれば良い。一番良いのはスケルトンであるが、そこまで行うのはなかなか難しい。精密診断は、基本的に新宿区では取り扱っていないと思うが、判定員が現地に見に行くことになるかもしれない。一般的にどこまで調査しているかは分からないが、新宿区の事例で、現場調査をせずに精密診断を行った例がある。その場合、精密診断の理論から考えると合わない。精密診断を使うとすれば、新宿区に相談してほしい。それを判定員に見せてもらうことになる。

【補強金物について】

- Q. 補強金物について、両側に付けてはいけないとの説明があったが、同じ側に2個並べる ことは良いのか。例えば梁と柱の同じ側に、同じものを2個並べるなどは、メーカーな どではいけないと書いてあるが、講義での論理だと良いというようにも取れる。
- A. 設計者の考え次第だが、かかる応力の一例を示しただけなので、金物の仕様書に従って 取り付けることが必須である。

【基礎補強について】

- Q. 補強設計時に引抜力で基礎 II とする際は、金物「ほ」までは基礎補強がなくても良いと考えているが、そのような認識でよいか。
- A. 良いということは判定員は言えない。あくまで設計者の考え次第である。判定の際は、金物「ほ」「へ」であれば大丈夫ではないかという判断で見ている。基礎Ⅱで計算し、引抜力がかなり大きいのに補強を何もしない例が今まで多い。
- Q. それでは、新宿区で出す場合は、金物「へ」までは基礎補強しなくても問題にしないということか。
- A. 特に気を付けなくてはならない場合は判定員は見るが、金物「ほ」「へ」は基本的には良しとしている。ただ補強設計は、あくまで設計者の責任で行っているため、判定員が責任を持てるわけではないことは認識してほしい。

■新宿区への質問

【配布資料「書類作成時の留意点」について】

- O. (p2) 道路幅員については、道路台帳(を参考にする)でも良いか。
- A. 「道路台帳より」と書いていただければ構わない。
- Q. (p5)面積表の作成例で、図に周りの寸法が書いてあるが、このような図が必要か。 平面図の寸法線で良いのか。
- A. 平面図に寸法の数字を記載し、面積表の数字が平面図のどの部分か分かるようにしていただきたいという趣旨である。面積表のために作成例にあるような図面を提出して欲しいということではなく、平面図に書いていただいても構わない。

【配布資料「耐震化支援事業の流れ」について】

- Q. (p1)助成金交付申請書の作成の段階で補強設計が終わっているはずである。事業の流れの資料中に、申請者と耐震診断登録員の契約前に助成金交付申請とあり、契約と実際に行う業務の順番が逆になるのではないか。
- A. 補強設計の助成金交付申請については、申請書の段階では補強設計の内容までを求めていない。交付決定後に契約をしてもらいたい。
- Q. 補強設計の実務を行わずに、助成金の交付申請書は受理されるのか。
- A. あくまでこれから行う補強設計の助成金の申請であるため、添付書類に補強設計がない と交付申請を受け付けないということではない。

申請書、建物登記簿、見積書、案内図(建物の場所が分かるもの)、委任状(申請者から 登録員向け)が申請書類一式になる。この時点で補強設計のアウトプットは提出書類に なっていない。

- Q. それでは、補強設計の図書ではなく提出書類を出し、決まれば、その後に契約をするということか。
- A. 提出資料の審査を、新宿区が行い、申請者あてに助成金をいくら交付するという通知(交付決定通知書)を出す。その後に契約を行い、補強設計の業務に取り掛かってもらうという流れである。